

御浜町公式ホームページ更新業務委託事業  
仕様書

令和2年9月

御浜町

## 1 業務の名称

御浜町公式ホームページ更新業務委託事業

## 2 業務の目的

現在の御浜町（以下「本町」という）の公式ホームページは、平成27年度にリニューアルし、運営を行っている。

その間、ホームページ利用者の増加やスマートフォン等の普及による閲覧環境の変化、アクセシビリティ（JIS X 8341-3：2016）への対応、さらには緊急時等における即時性のある情報発信が求められるようになった。

これらの様々なニーズに対応すると同時に職員が情報発信を効率的に行うためにコンテンツマネジメントシステム（以下、「CMS」という。）を構築し、御浜町の公式ホームページを更新するものとする。

## 3 更新（リニューアル）の方針

下記の更新方針に基づいて本業務を実施することとする。

- (1) 本仕様は、現行のホームページの運用を基に想定・要求したものであるため、専門的な立場から、他市町の事例や今後の技術革新を見据え、本業務の予算の範囲内で効果的な提案がある場合は、積極的に提案すること。
- (2) 職員によるコンテンツの作成・更新の容易性を高め、同時にアクセシビリティやJIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器・ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」（以下JIS8341-3）に配慮し、ページ全体がレベルAA以上に準拠したホームページコンテンツを作成できること。ただし、現行データの仕様等や運用上の理由で、一部コンテンツを除外する場合がある。
- (3) 職員の誰もが簡単に情報を掲載でき、統一されたデザインのホームページの更新ができること。
- (4) 災害発生時等の緊急時でも迅速かつ継続的に情報を提供できるホームページであること。
- (5) 利用者が必要とする情報に簡単にたどりつき、より多くの情報を提供できるホームページであること。
- (6) 導入後の要望にも応えられるよう、拡張性の確保及び柔軟性の高いホームページであること。
- (7) 急速に普及しているスマートフォンやタブレット端末等を含めたあらゆるデバイスでも情報をスムーズに取得できるよう、デバイスに応じてホームページの表示を最適化する仕組みをとること。

#### 4 業務概要

本業務の主な内容は、次のとおりとする。

- (1) CMS、付帯システム、サーバー環境の導入、構築、設定
- (2) ホームページの構造運用の設計及びデザイン制作
- (3) コンテンツの企画立案、構築
- (4) アクセシビリティ対応
- (5) 既設のホームページからのデータ移行
- (6) 操作、運用マニュアルの作成
- (7) 職員向けシステムの操作研修
- (8) 保守・運用支援
- (9) 独自提案

なお、本事業の対象は、下記ドメインに含まれるホームページとし、リニューアル後も既存のドメイン名から変更のないようにすること。

<https://www.town.mihama.mie.jp>

#### 5 要求事項

##### (1) CMS に関すること

- ① CMS は、地方公共団体での導入実績があるもの、または自治体ホームページ運用向けに作られたものであれば、市販のソフトウェアの利用、独自に開発されたもの（オープンソース CMS のカスタマイズ等も含む）いずれの提案も可とするが、CMS の利用及び利用者数に対して、本契約の終了以降も継続して利用が可能なライセンスの契約が契約に含まれることとする。
- ② ハードウェア及び OS 等の基本的な動作環境については、一般的に入手及びサポート可能な汎用性のあるものを利用する。
- ③ 公開サーバー、CMS サーバー及びバックアップ装置を含むすべての機器を当町庁舎内には設置せず、インターネットデータセンター等を利用したものとし、機器・ネットワーク回線等の維持管理等一切を受託業者が行うものとする。なお、現行のホスティングサーバーを継続して利用する場合は、付帯するメールサーバーについての維持管理等一切を受託者が行うものとする。
- ④ システムのバージョンアップや機能の追加等に対応できる拡張性を持たせること。
- ⑤ ウェブページの更新内容が即時に反映できるような仕組みをとること。また即時性について提案書に明記すること。
- ⑥ セキュリティについては、常に最新バージョンを維持し、ウイルス感染等を防止すること。また、情報漏えい対策が十分にとられていること。

- ⑦ 災害時等緊急の場合には、セキュリティ対策に留意した上で、御浜町役場以外の場所から更新が可能となる仕組みを構築すること。
  - ⑧ 構築に当たっては十分なセキュリティ対策を講じること。サイト内の全ページにおいて、常時 SSL 化に対応すること。なお、SSL の導入手続き・設定等について受託者が責任を持って行い、本事業費に含めること。
  - ⑨ SSL 証明書（企業認証（OV）型 SSL サーバー証明書）は信頼のおける第三者発行のものを扱い、発行元不明または信頼できない扱いにならないこと。なお、SSL 証明書の更新手続き等についてシステム利用中においては、受託者が責任を持って行うこと。
  - ⑩ 管理者が、所属部署・権限設定・ユーザーID・パスワードの設定・変更・削除ができること。
  - ⑪ 複数のユーザーが同時にログインできること。
  - ⑫ ページごとのアクセス件数やバナー広告のクリック数、利用者の分析情報が取得できること。
  - ⑬ 機能要件一覧表（構築）の要件を「○」「△」ですべて満たしていること。
- (2) サイト設計、サイトデザイン、サイト構築に関すること
- 現行のホームページの課題を勘案し、利用者にとっての使いやすさを最優先として、サイト構造設計を行うこと。
- ① 利用者にとって使いやすさを優先し、カテゴリーからコンテンツの内容が想像できる分類となるよう設計を行うこと。
  - ② コンテンツの階層構造が複雑でない（目的のコンテンツに原則 3 クリック程度でたどり着く構造）こと。
  - ③ レスポンシブデザインとし、単一のファイル作成で、パソコンやスマートフォンなど端末の異なるデバイスに対して表示内容が最適な状態に変化すること。
  - ④ ホームページは全体の構成がまとまりのあるデザインとなっていること。
  - ⑤ トップページは当町の魅力発信を重視したデザインとすること。また、デザインは複数案提示し、当町が選択して決定する方式とする。
  - ⑥ ナビゲーションやアイコン等のデザインは、掲載内容が一目でわかるような配置・配色等を工夫すること。
  - ⑦ 災害発生時等の緊急を要する情報については、スムーズな情報提供を可能にするため、トップページに緊急情報を表示できること。
  - ⑧ コンテンツの作成時に使用できるテンプレートを複数作成し、活用しやすくするためのマニュアルなどを作成すること。
  - ⑨ 本稼働については、受託業者にて十分な検証を行ったうえで稼働すること。

(3) 現行ホームページのコンテンツ移行について

- ① 移行作業の最適な方法、スケジュール等を記した「コンテンツ移行計画書」(任意様式)を作成すること。
- ② 移行作業は本町の承認を得ること。また、原則として受託者が行うこと。(移行コンテンツは基本的には全ページ)
- ③ 移行後のページは、CMS を用いて修正、公開、削除作業が行える状態にすること。
- ④ ページに添付されている各種ファイルも移行すること。
- ⑤ 移行する際、アクセシビリティ上の問題が生じた場合は、アクセシビリティガイドラインに基づき受託者で修正すること。
- ⑥ コンテンツ移行の検証後、「コンテンツ移行報告書」(任意様式)を作成すること。
- ⑦ 当町の検証において不備が発覚した場合は、受託者にて修正対応すること。

(4) 職員への支援に関すること

- ① ホームページを作成する際にアクセシビリティなど一般的に必要なと思われる知識、注意すべき事柄をマニュアル化すること。
- ② CMS の操作方法について、システム管理者、承認者、作成者別に操作マニュアルを作成すること。また、システムをバージョンアップする時は、マニュアルも更新すること。
- ③ システム管理者、承認者、作成者それぞれを対象とした操作研修を運用開始日までに行うこと。
- ④ システムが安定稼働したと判断されるまで十分な技術的支援を行うとともに、操作における不明点の問い合わせに対するサポート窓口を設置すること。

(5) 保守点検・運用に関すること

- ① 公開するホームページ及び CMS は 24 時間 365 日の稼働を原則とし、ハードウェア障害の早期発見・予防に努めること。
- ② システムの安定的運用を図るため、ソフトウェア、設備、セキュリティに関して定期的な保守を行うこと。
- ③ 内部・外部機関等のセキュリティ診断により、修正が必要と判断されたものに関しては、直ちに修正し、作業報告を行い、作業報告書を提出すること。
- ④ CMS に対して、OS 等のパッチ適用、バージョンアップを行うこと。
- ⑤ 異常発生時に備えて、障害時対応マニュアルを作成すること。
- ⑥ 問い合わせ窓口を設置し、保守点検・運用に関する問い合わせに対応すること。
- ⑦ 機能要件一覧表(保守・運用)の要件を「○」「△」ですべて満たしていること。

## 6 保守契約に関すること

### (1) ホームページの構築について

ホームページの構築は委託契約によるものとする。

### (2) ホームページの運用・保守について

ホームページの運用・保守は令和3年3月中旬から開始し、単年度契約で締結することとする。

## 7 その他

### (1) 公開日及び履行について

公開日：令和3年3月31日 予定

履行期間：契約締結日から令和3年3月31日まで

(工程表を作成し、作業の進捗状況を随時報告すること)

### (2) 現行ホームページの概要について

ホームページアドレス：<https://www.town.mihama.mie.jp>

ページ数：約300（現在：280）

アクセス数：125,856（令和元年度）

### (3) 検収、納品について

#### ① テスト運用と検査

本町ホームページが本仕様書に示す要件を満たした上で本稼働できることを確実にするため、テスト運用及び修正対応を行う期間を設定すること。本町がテスト運用を行うとともに、本仕様書の示す事項の実現状況について確認するための検査を行う。対応不十分な事項や改善が望ましい事項があった場合は、速やかに修正対応すること。

#### ② 納品

受託者は本業務着手時及び完了後、速やかに下記の書類等を紙媒体及び電子媒体で提出すること。

##### 【着手時】

- ・ 工程表（スケジュール含む）
- ・ 体制図
- ・ コンテンツ移行計画書

##### 【完了後】

- ・ サーバー設定資料
- ・ サイト設計資料
- ・ コンテンツ移行報告書
- ・ CMS 操作マニュアル
- ・ 障害時等対応マニュアル

- ・ アクセシビリティガイドライン
  - ・ 協議録
  - ・ 保守、運用連絡体制図
- (4) 著作権について  
作成したコンテンツは本町に帰属するものとする。
- (5) 情報の取り扱い  
受託事業者は本町から提供した情報等（個人情報を含む）や業務中に知り得た情報等について正しく管理され、決して漏えい及び不正使用が行われないよう必要な措置を講ずること。特に個人情報については、御浜町個人情報保護条例を遵守すること。
- (6) 再委託について  
受託事業者は、サーバー管理、デザイン、設計、データ移行、公開、保守など各工程を一括して受託者内で完結できること。基本的には第三者委託を禁止とする。ただし、作業工程の一部を委託する場合には、あらかじめ本町の同意を得るものとし、再委託先の行った作業の結果については、受託者が全責任を負うこと。
- (7) 契約不適合責任について  
本町における検収完了後、かしまたは本件作業要件に対する提案内容との不一致が発見された場合は、本町と協議の上、受託者は無償で是正処置を実施すること。なお、本件作業要件に対するかし担保期間は、検収後1年間とする。
- (8) 仕様書外の提案・協議について  
本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定すること。